

奈良県文化会館公共施設等運営事業に関する質問書

要求水準書

No	該当箇所									タイトル	質問	回答
	頁	章	条	1	(1)	1)	①	ア	(ア)			
1	5	1	2	(6)	2)					事業期間の延長	15年で更新が想定される設備などについての再投資は事業者負担ではないという認識で良いでしょうか。	実施契約書(案)第45条に記載のとおり、本施設の修繕等は要求水準書付属資料9に記載の修繕区分に従い事業者が負担する項目の修繕等は事業者が実施しなければならないとしています。また、実施契約書(案)第70条に記載のとおり、事業者は、運営期間終了から2年間は、原則として修繕等及び更新投資を必要としないことを前提に修繕等及び更新投資を行うこととしていますので、事業者にて負担してください。
2	5	1	3	(1)	1)	①				総則	任意事業を実施するのに必要となる投資については、必ずしも事業終了時に県に無償で帰属させる必要はないという理解で良いでしょうか。	実施契約書(案)第88条第2項に記載のとおり、本施設の使用の終了及び明渡しに当たっては、事業者は、貸与品を県に返還し、事業者所有資産を撤去した上で、県又は県の指定する者に、本施設の使用を引き継ぐ必要があります。また、同条第3項に記載のとおり、事業者所有資産について、県又は県の指定する者は、必要と認めたものを有償で引き継ぐことができます。なお、同条第6項に記載のとおり、事業者が残置を希望する事業者所有資産を県に申し入れ、県がこれを承認したときは、事業者は当該資産の所有権を県に無償で譲渡した上で、本施設内に残置することができます。なお、任意事業での使用のために任意事業の独立採算の範囲で購入した備品等については、必ずしも県に無償で帰属させる必要はありません。
3	6	1	3	(1)	1)	②				更新投資の内容	登大路からのアイキャッチの必要性から、ファサードに透過性のLED演出を想定しているが、問題ないでしょうか？	本施設の南側は国指定名勝のため、区域内における演出等については、文化財保護法における手続き等の要否確認が必要となります。
4	6	1	3	(1)	1)	③				計画更新等への協力	「県が運営権設定対象施設に係る計画を作成または更新する際には、(中略)情報を提供すること」とは、県が大規模修繕に係る計画を作成・更新する場面を想定していますか。	大規模修繕に係る計画に限定されるものではありません。

5	6	1	3	(1)	1)	④			更新投資の実施	「更新投資の実施に当たっては、事業期間終了後の維持管理において、県又は県の指定する者が特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避けるとともに、可能な限り当該知識・技術に係る有資格者による維持管理を必要としないようにすること。」とありますが、現地点で具体的にどのような投資を想定していますか。	現時点で具体的に想定しているものはありません。
6	7	1	3	(1)	2)			投資完了後の取扱い	(オプション延長を実施した場合に)任意事業の占有施設に於ける常設設備については、引き続き運営を継続できるという認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	
7	9	2	2	(1)				開館時間・休館時間	「本施設の開館時間、休館時間は、事業者の提案に基づいて、県が奈良県文化会館条例施行規則に定めることとする」との記載があります、開館時間と閉館時間に何らかの制限があるようであればご教示ください。	県から個別に制限を設けるものではありませんが、関係法令を遵守した上で、事業者にて提案してください。	
8	9	2	2	(2)	1)			利用料金	確認ですが、2年目以降は新しい利用料金により受付可能と理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。要求水準書に記載のとおり、優先的な利用料金の設定は、運営期間開始後、初年度のみの措置のため、2年度目以降は必ずしも適用する必要はありません。	
9	9	2	2	(2)	1)			利用料金	県の想定している利用件数や利用料金収入の見込みがございましたらご教示願います。	守秘義務対象資料においてホールの利用実績等を参考に事業者にて検討してください。	
10	9	2	2	(2)	2)			優先的な利用料金(運営期間開始後、初年度のみの措置)	10団体への優先的な利用料金は、各1日のみで、リハーサル利用などは考慮する必要はない認識で良いでしょうか。	1団体につき1回(1日分のみ)が対象となります。	
11	9	2	2	(2)	2)			優先的な利用料金(運営期間開始後、初年度のみの措置)	適用対象は特定の10団体という事ではなく、奈良県内に所在する団体(法人格を有する者又は個人)のうち、先着順で10団体が対象となる事を指している理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	

12	9	2		2	(2)	2)			優先的な利用料金(運営期間開始後、初年度のみの措置)	先着10団体とありますが、10団体の根拠はどういったことでしょうか。また、適用公演とありますが公演のジャンルに制限はありますか。	前段:これまでの国際ホールの利用状況を鑑みて10団体設定しています。(インフォメーションパッケージのP28参照) 後段:国際ホールを対象とするものであれば公演のジャンルに制限はありません。
13	9	2		2	(2)	2)			優先的な利用料金(運営期間開始後、初年度のみの措置)	適用対象や適用公演等の条件が示されていますが、この条件を上回る条件設定の提案や、趣旨を逸脱しない範囲での条件変更は可能でしょうか。	要求水準書に示す条件以上の提案を行うことは可能です。ただし、県負担額を変更することは想定していません。
14	9	2		2	(2)	2)			優先的な利用料金(運営期間開始後、初年度のみの措置)	適用料金について、対象は国際ホールの施設利用料のみであり、楽屋や附帯設備等は対象外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	12	2		4	(4)				実施体制	維持管理業務責任者は協力企業からの配置でも承認頂けますでしょうか。	維持管理業務全般を適切に統括して責任者としての役割を果たすことができるのであれば、問題ありません。
16	12	2		4	(4)				実施体制	「統括管理責任者」に館長と併記されていますが、別の責任者(例:運営業務責任者)を館長としてもよろしいでしょうか。	統括管理責任者は館長としてください。なお、業務を適切に遂行できる場合に限り、統括管理責任者(館長)と運営業務責任者を兼務することは可能です。
17	12	2		4	(4)				実施体制	「統括管理責任者(館長)」とありますが統括管理責任者と館長を別に配置することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおり、統括管理責任者と館長は同一の責任者として業務を実施してください。
18	12	2		4	(4)				実施体制	改修前の人員体制(県職員・業務委託)と標準的な1ヶ月分のシフトを開示願います。	守秘義務資料に追加します。
19	15	3		2	(1)	1)			全般	芸術監督の助言を貴県が採用し、事業者に実施を求めた結果、当初予算を上回るコストが発生した場合、その費用は貴県にて負担していただけるのでしょうか。	県は、芸術監督に助言を求め必要に応じ、助言内容を事業者に共有しますが、対応は、県と事業者の協議によるものとしているため、事業者が芸術監督の助言に基づき、本事業を実施する場合は、事業者の責任及び費用負担で行うようしてください。

20	15	3		2	(1)	1)			全般	事業者が運営権設定対象施設の一部を第三者に転貸(テナント貸し)する場合の転貸料の目安などありますでしょうか。	ありませんので、事業者にて提案してください。
21	16	3		2	(1)	3)			事業報告書の作成	事業報告書の提出にあたり、ペーパーレスとして電子形態での管理及び提出で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	17	3		2	(1)	3)			事業報告書の作成	第4四半期報告書は年次報告書に含める形でまとめて、翌月末までに提出しても良いでしょうか。	第4四半期報告書と年次報告書は別で作成してください。
23	17	3		2	(1)	3)	②③		月報 四半期報告書	祝日等の影響により十分な営業日が確保できない可能性がございます。月報、四半期報告書の提出を「翌月10営業日以内」としてください。	原案のとおりとします。
24	17	3		2	(1)	3)	⑥		長期事業報告書	長期事業報告書については事業期間終了後の提出で良いでしょうか。	長期事業報告書は、事業期間の終了前までに取りまとめて提出してください。
25	19	3		2	(4)	1)			利用者及び来館者アンケートの実施・分析公表に関する業務	「その結果を反映した運営・事業展開を検討するために必要な回答数を確保すること」とあります。参考情報として「資料4「利用者満足度調査」」がありますが、こちらは過去に年1回開催されていた「まほろばプロムナードコンサート」開催時に集計したアンケートのように見受けられます。こちらを基準と考え集計回数は年1回程度、回答数は600程度を確保すればよろしいでしょうか。	県で実施した調査は提示している資料のとおりですが、事業者の提案により、資料4「利用者満足度調査」を上回る調査を実施しても構いません。
26	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	県によるリニューアル工事では内装・設備について、どこまで整備されているのでしょうか？	リニューアル工事の整備内容については、既に提供している実施設計図(守秘義務対象資料)のとおりです。詳細な工事内容については、守秘義務対象資料C_その他01_基礎情報 001_施設基礎情報_ハードを参照ください。
27	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	付属資料2「事業者調達備品」、付属資料3「貸与品」は必ず調達及び引き継ぎをする必要があり、参考資料5「貸与可能品」については、必ずしも引き継ぐ必要は無いという理解で良いでしょうか。	付属資料2「事業者調達備品」、付属資料3「貸与品」は原則調達、引き継ぎが必要です。なお、貸与品については県との協議により貸与可能品に移行することは想定しています。貸与可能品については必ずしも引き継ぐ必要はありません。

28	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	付属資料3「貸与品」は県から事業者に必ず貸与されるもの、参考資料5「貸与可能品」は事業者が希望すれば貸与されるもの、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	事業者調達備品の検討のため、改修後のホール・各部屋のイメージパースがあればご提供いただけないでしょうか。	実施設計時点でのイメージパースは守秘義務対象資料に追加します。
30	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	「本事業に必要な内装(飲食施設)及び設備工事を行うこと。」とございますが、飲食施設は要求水準書付属資料7館内サイネージ一覧の1階平面図にある「カフェ」、「厨房」が対象でしょうか。他に対象施設がございましたらご教示ください。	前段: カフェ、厨房を想定しています。リニューアル工事の整備内容については、既に提供している実施設計図(守秘義務対象資料)のとおりです。 詳細な工事内容については、守秘義務対象資料C_その他01_基礎情報 001_施設基礎情報_ハードを参照してください。 後段: 飲食施設の他に内装及び設備工事が必要となる対象施設はありません。なお更新投資については提案によります。
31	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	「本事業に必要な内装(飲食施設)及び設備工事を行うこと。」とございますが、設備工事を実施する対象範囲をご教示ください。	No.30参照。
32	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	飲食施設の他に内装及び設備工事が必要な箇所はありますか。特に設備工事はどのような設備を想定しておけばよろしいでしょうか。	飲食施設の他は想定していません。なお更新投資については提案によります。
33	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	事業者調達備品の調達にあたって、舞台関連品や楽器については県やJNO等の承認が必要でしょうか。	承認は不要です。
34	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	貸与品それぞれの購入時期をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書付属資料3_貸与品_を更新します。

35	21	4		2	(1)	1)			施設の内装及び設備・備品等の準備	現時点での備品配置図等がありましたらご教示願います。	ありません。
36	22	4		2	(1)	2)			従業員の雇用・研修	「県の条例や規則を踏まえて以下のマニュアルを整備すること。 ア 緊急(災害)時対応マニュアル イ 安全管理マニュアル」 とあります。過去に使用していたマニュアルを開示頂くことは可能でしょうか。	守秘義務資料に追加します。
37	22	4		2	(1)	3)			修繕計画書の策定	より精緻な修繕計画書とするために必要な情報(メーカーリスト・建築費内訳等)については、県及び建築請負事業者へ問い合わせ・提供依頼が可能と考えて良いでしょうか。	竣工引き渡し後、県から提供します。
38	22	4		2	(1)	3)			修繕計画書の策定	開業準備期間に策定する修繕計画は飲食施設内の設備・備品等も含めて立案するという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	22	4		2	(2)	2)			事前予約受付	予約管理システムは他の公共施設予約システムなどとの連携は考えなくとも良いでしょうか。	他の公共施設の予約システムとの連携は必要ありません。
40	23	4		2	(4)				内覧会、プレオープン、オープニングイベントの開催業務	内覧会、プレオープン、オープニングイベントの時期は開館予定日どれくらい前から開催するか想定はされてますでしょうか。	県側で想定する内覧会、プレオープン、オープニングイベントの時期はありませんので、事業者において効果的な時期を提案してください。なお、こけら落とし公演についてはJNO対話において時期や実施方法等を確認することを想定しています。
41	23	4		2	(4)	1)			内覧会の開催	県が現在想定される内覧会の開催内容(時期、回数、等)と、内覧会参加対象(県議会議員、市民etc.)、団体数・人数をご教示ください。	内覧会については、以下のとおり提案してください。 開催時期:事業者において効果的な時期を提案してください。 回数:事業者の提案によるものとします。 参加対象・団体数・人数:県側で招聘が必要な対象者・人数は未定です。
42	23	4		2	(4)	1)			内覧会の開催	内覧会は2日間程度の開催と考えてよろしいでしょうか。	最低限1回は開催し、それ以上は事業者の提案によるものとします。
43	21	4		2	(4)	2)			オープニングイベントの開催	オープニングイベントの主催者は貴県でしょうか。	事業者が主催として実施してください。

44	23	4		2	(4)	2)			オープニングイベントの開催	JNO公演費用はいくら想定しておけば良いでしょうか？	JNO対話等に基づき事業者の提案によるものとします。
45	23	4		2	(4)	2)			オープニングイベントの開催	プレオープニングイベントはオープニングイベント前に複数回提案・実施することを求められているという理解で良いでしょうか。	プレオープニングイベントは、一回以上の実施を求めており、回数等は事業者の提案によるものとします。
46	23	4		2	(4)	2)			オープニングイベントの開催	こけら落とし公演はオープニングイベントにて公演することになる理解で良いでしょうか。	こけら落とし公演は、オープニングイベント等にて公演することになると想定しています。
47	23	4		2	(4)	2)			オープニングイベントの開催	こけら落とし公演前のオープニングイベント等においては、ホールでの公演を以外の内覧等を想定している(ホールを使用した公演・演奏等はこけら落としが初めて)理解で良いでしょうか。	オープニングイベント等の回数や実施場所は事業者の提案によるものとします。
48	23	4		2	(4)	2)			オープニングイベントの開催	県が求めるイベントの詳細は明示されていないが、JNOのこけら落とし公演を含め、オープニングイベント等を、事業者がすべて企画実施することでよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
49	23	4		2	(4)	2)			オープニングイベントの開催	JNOの公演については、JNOの参加に関する調整を行うとされていますが、事業者が主催公演として提案し予算化する必要があるため、JNOの招聘契約の現状での内容を、明示してください。	現時点県とJNOでは招聘に係る契約を締結しているものはありません。
50	23	4		2	(4)	2)			オープニングイベントの開催	(・3つ目)こけら落とし公演として実施するJNOの公演にかかる経費を事業者が負担する場合、県が想定されるおおよその金額をご教示ください。	県で想定している金額は非公表です。経費を含む内容についてはJNO対話等に基づき事業者の提案によるものとします。
51	23	4		2	(5)				所管庁等への許可申請・届出等	本施設の供用開始に当たり必要となる所官庁等への許可申請・届出の手続きについて、県及び建築請負事業者で対応する予定の手続きをご教示ください。	リニューアル工事に必要な所管庁等への手続きは、対応済みです。施設引渡し後～供用開始にあたり必要な所管庁等への手続きは対応しません。
52	24	5		1	(3)				業務内容	自主事業に関する業務の過去の利用実績(年間スケジュール、チケット代、公演回数、入場者数等)をご教示ください。	守秘義務対象資料の劇場の利用状況を確認してください。

53	24	5		2	(1)	1)			奈良県立ジュニアオーケストラの企画・運営	団員の構成(小学生、中学生、高校生)について人数等の制約はない認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	24	5		2	(1)	1)			奈良県立ジュニアオーケストラの企画・運営	本業務を事業者が実施するのは令和10年度からでよろしいでしょうか。	供用開始予定日から楽団活動を実施いただくため、奈良県立ジュニアオーケストラの企画・運営業務のうち、音楽監督・指導者の決定、練習・演奏会のスケジュールの作成にかかる準備及び楽団員の募集は実施契約締結日から実施できます。
55	24	5		2	(1)	1)			奈良県立ジュニアオーケストラの企画・運営	論点事項説明資料において、2024年度支出内訳が開示されていますが、演奏指導・演奏会の実施・楽団員の募集管理・広報に分類して、開示願います。	お示しすることはできません。
56	24	5		2	(1)	1)			奈良県立ジュニアオーケストラの企画・運営	2024年度では、演奏会を4事業実施されていますが、事業ごとの支出実績(費目ごとに)を、ご教示ください。	事業ごとの支出実績ではありませんが、奈良県立ジュニアオーケストラの収支については、守秘義務対象資料に追加します。
57	24	5		2	(1)	1)			奈良県立ジュニアオーケストラの企画・運営	指定管理者が運営していく奈良県立ジュニアオーケストラについて、特段の問題がなければ、音楽監督・指導者等は引き続きお願いすることができる、という理解でよろしいでしょうか。	音楽監督・指導者を引き受けてくれるか否かについては、受け手側の判断によるものとなります。
58	24	5		2	(1)	1)	①		演奏指導	現在の音楽監督や指導者の体制を継続する運営を求めているのか、反田氏やJNOメンバーを講師陣に加えた新体制への移行を求めているのかご教示ください。	県側で意向はありません。
59	24	5		2	(1)	1)	①		演奏指導	現在の団員数と楽器の分布についてご教示ください。	守秘義務対象資料に追加します。
60	24	5		2	(1)	1)	①		演奏指導	ジュニアオケの演奏会、練習にかかる施設及び付属設備利用料金は収入計上および支出計上の必要はない(無料)との理解で良いでしょうか。	ジュニアオーケストラの定期演奏会は、要求水準書に記載のとおり、これまで県では無料で実施してきましたが、今後は事業者の提案により決定してください。また、練習に係る施設及び付属設備の利用料金についても事業者にて決定してください。
61	25	5		2	(1)	1)	①		演奏指導	「練習は、年36回以上、1回当たり2時間程度」とありますが、練習する場所はどこを想定されていますでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、本施設においてジュニアオーケストラの練習場所を確保してください。

62	25	5		2	(1)	1)	①		演奏指導	<p>音楽監督と指導者の役割と報酬についてお尋ねします。</p> <p>・年36回以上、1回2時間以上と設定されている「練習」については、基本的に指導者が演奏指導するという認識で良いでしょうか？</p> <p>・音楽監督は隨時指導者を選定・指導する役割、或いはオケ全体の方向性をプロデュースするという認識で良いでしょうか？</p> <p>・音楽監督の報酬は、事業者が提案できるとありますが、指導者の報酬についても同様という認識で良いでしょうか？</p>	<p>指導者、音楽監督の役割については要求水準書を満たした上で積極的に提案ください。なお、報酬についても同様です。</p>
63	25	5		2	(1)	1)	①		演奏指導	<p>(・1つ目)ジュニアオーケストラの音楽監督の現在の雇用主は県と理解しますが、本事業においては事業者が雇用主となる、という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、現在の雇用条件をご開示ください。</p>	<p>前段:お見込みのとおりです。</p> <p>後段:要求水準書参考資料6の第1を参照。</p>
64	25	5		2	(1)	1)	①		演奏指導	<p>(・4つ目)「年36回以上の練習」というのは、全て合奏を示すものでしょうか？必要に応じて分奏、パート練習等を実施する場合、延べ回数と理解してよいでしょうか？例えば、1日に分奏3グループを同時に実施した場合は、3回と数えて良いでしょうか？それとも回数＝日数でしょうか。</p>	<p>前段:必要に応じて分奏、パート練習等を交えての延べ回数としても構いません。</p> <p>後段:1日に複数回の練習を行う場合は、1回としてカウントしてください。事業者の創意工夫により、より良い練習方法を提案してください。</p>
65	25	5		2	(1)	1)	①		演奏指導	<p>音楽監督は、現在の金額水準によらず、事業者が決定することができる、と記載がありますが、指導者・エキストラの報償費も事業者が決定できるという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
66	25	5		2	(1)	1)	②		演奏会の実施	<p>「演奏会の実施に当たり、楽団員で充足できない演奏パートがある場合、音楽監督と相談し、エキストラを決定し、報酬を支払うこと。」とあります。現状で充足できない演奏パートはどの程度ございますでしょうか</p>	No. 59を参照。
67	25	5		2	(1)	1)	②		演奏会の実施	<p>「定期演奏会2回の観覧者の入場料は事業者が決定する(参考:これまで県では無料で実施)」と記載されていますので、有料公演は可能との理解で良いでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
68	26	5		2	(1)	1)	③		楽団員の募集・管理	<p>「付属資料3「貸与品」に記載の物品のうち、ジュニアオーケストラの練習や演奏会で使用するものは、ジュニアオーケストラでの使用を優先すること。」と記載されていますがその他の楽器に関しては個々の楽団員が持参するとの理解で良いでしょうか。</p>	現在の体制は記載のとおりであり、楽器備品の充実については事業者により提案ください。

69	26	5		2	(1)	1)	③		樂団員の募集・管理	現状(2,000円/月)の会費を変更可能との認識で良いのでしょうか?	お見込みのとおりです。
70	26	5		2	(1)	1)	③		樂団員の募集・管理	(・6つ目)「付属資料3貸与品」以外の楽器について、現在は、樂団員自らが所持しているのでしょうか。また、県からの貸与品以外の楽器を新たに事業者が委託料で購入し、新規団員等に有償で貸与することは可能でしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:可能です。
71	26	5		2	(1)	1)	④		広報	(・1つ目)ジュニアオーケストラのホームページは、県文化会館のホームページに内包する形で開設してもよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	27	5		2	(1)	2)			ムジークフェストならの企画・運営	現状の事業項目及び費用をご教示下さい	要求水準書参考資料7として公開している資料以外の資料を追加で提示することはできません。
73	27	5		2	(1)	2)			ムジークフェストならの企画・運営	従前のムジークフェストならで実施されてきた「演奏家への練習場所の提供事業」「連携・まちなかコンサート」および「ムジークキャンプ」については本要求水準書に記載がありませんが、事業者の実施業務の範囲外で、県が引き続き実施されるという認識でよろしいでしょうか。	「演奏家への練習場所の提供事業」および「ムジークキャンプ」は事業者の実施業務範囲外となります。10年度以降の実施について、現時点では未定です。「連携・まちなかコンサート」については、要求水準書第5章 2. 要求水準(1)自主事業に関する業務 4)地域連携業務を参照ください。
74	27	5		2	(1)	2)	②		企画・運営	ムジークフェストならの公演にかかる施設及び付属設備利用料金は収入計上および支出計上の必要はない(無料)との理解で良いでしょうか。	事業者が自ら本施設を利用する場合の施設使用料の収入及び支出は計上する必要はありませんが、第三者との間で発生する収入及び支出については計上してください。
75	27	5		2	(1)	2)	②		企画・運営	本業務を事業者が実施するのは令和10年度からでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	27	5		2	(1)	2)	②		企画・運営	表内で規定された県内の施設について、当該施設の条例で「県が利用する場合は会場費を免除する」と規定されている場合、運営が事業者となって以降も、県が利用する場合同様、会場費は免除されると考えてよろしいでしょうか。	利用する他施設の規定によるものとなります。

77	27	5		2	(1)	2)	③		広報	音楽祭のホームページは県文化会館のホームページに内包する形で開設してもよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	27	5		2	(1)	2)	③		広報	③ではないでしょうか。	修正します。
79	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	「JNOの公演にかかる施設及び付属設備の利用料金はJNOに請求しないもの(県負担額に含める)」との記載があるが、事業支出として計上する必要はあるとの理解で良いでしょうか。	事業支出の内容が明確ではありませんが、必要と判断される経費については事業支出に計上してください。ただし、事業者が自ら本施設を利用する場合の施設利用料の収入及び支出は計上する必要はありません。
80	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	本施設のにおけるJNO公演ではJNOに対する委託料(公演料、謝金等)は発生しないとの理解で良いでしょうか。	事業者とJNOの取り決め次第となります。
81	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	「JNOの公演回数については、運営業務開始5年目以降、適宜、県及びJNOと協議して決定できるものとする」とありますが、公演回数の増加による経費増加分については、県に請求できますでしょうか。	JNOの公演回数については、運営業務開始5年目以降、適宜、県及びJNOと協議して決定できますが、それによる県負担額の変更は想定していません。

82	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	2024年度は、計6回の公演が行われていますが、各公演ごとの収入支出の詳細(費目別)実績を、ご教示ください。	お示しすることはできません。JNOの公演の実績に関しては必要に応じ、JNO対話においてご質問ください。
83	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	確認ですが、本施設において行うJNOの公演数が記載されていますが、全て事業者の主催事業とするということはよろしいでしょうか、ご教示ください。	JNOの公演(国際ホール1回分、小ホール6回分)の実施方法は、事業者の主催事業または事業者とJNOによる共催事業として実施してください。それを超える回数を実施する場合は、事業者の主催事業もしくは事業者とJNOによる共催事業、または貸館業務での実施のどちらでも構いません。
84	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	「本施設において、毎年度、国際ホール1回以上・小ホール6回以上、JNOの公演を開催すること。」とございますが、「JNOの公演回数」には、主催公演、共催公演、JNO主催の公演、全てが対象でしょうか。また、ここでいう「公演回数」は運営業務開始5年目までの公演回数を指していますでしょうか。	前段:JNOの公演(国際ホール1回分、小ホール6回分)の実施方法は、事業者の主催事業または事業者とJNOによる共催事業として実施してください。また、JNOの主催のあり方については、JNO対話で質問してください。 後段:お見込みのとおりです。
85	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	(・2つ目)本項目で規定されたJNOの公演については「JNOに施設利用料金を請求しないものとし」とありますが、つまり前述の公演は収支の全てについてJNOが責任を持つJNOの自主公演として実施され、出演料、宣伝広告費、その他経費の全てはJNOの負担である、ということを意味するものでしょうか。	JNOの公演(国際ホール1回分、小ホール6回分)については、貸館業務ではないため施設利用料を徴収しないとしたものであり、事業者の主催事業または事業者とJNOによる共催事業として実施してください。JNOの出演料、宣伝広告費、その他経費は、事業者とJNOの取り決め次第であり、それに基づき決定してください。

86	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	「事業者が行う上記公演」とございますが、事業者がJNOの公演として主催または共催して開催した公演のことでしょうか。JNOが自ら主催する公演も対象でしょうか。	「事業者が行う上記公演」とは、事業者の主催事業または事業者とJNOによる共催事業で実施する公演を指し、JNOが自ら主催する公演は含みません。
87	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	「本施設において、毎年度、国際ホール1回以上・小ホール6回以上、JNOの公演を開催すること。」とあります。本公演は主催者として開催し、利用料や出演料などを事業者が負担し、チケット販売収入は事業者に帰属するものと考えてよろしいでしょうか。	No.83参照。JNOの出演料の支払いやチケット販売収入は、事業者とJNOの取り決め次第であり、それに基づき決定してください。
88	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	「JNOの公演回数については、運営業務開始5年目以降、適宜、県及びJNOと協議して決定できるものとする。」とあります。「決定できる」主体は事業者と判断してよろしいでしょうか。	事業者が県及びJNOと合意する必要があります。
89	28	5		2	(1)	3)			JNOとの音楽活動の充実、音楽活動を通じた交流の促進、文化振興関連施設の活用促進に関する業務	JNO(ジャパン・ナショナル・オーケストラ)の公演を年6回以上開催するようにありますが、開業後、利用者の動向を踏まえて、年間当たりの公演回数について、事業開始から5年以内であったとしてもご相談できる余地はありますか。また、その6回公演のうち、反田さんご本人のご出演は何回くらいを想定していらっしゃるのでしょうか。可能な範囲内でご教示ください。	前段:運営業務開始5年目まではJNOの公演回数の変更は想定していません。 後段:反田氏の出演の回数についてはJNOとの対話において確認してください。
90	30	5		2	(2)	1)	②	ア	予約受付	JNOの優先受付について記載がありますが、初年度については既に決まっているのでしょうか。その場合は現時点での利用希望日等をご教示ください。	初年度のJNOの利用希望日時は、JNOとの対話において確認してください。

91	30	5		2	(2)	1)	②	ア		予約受付	JNOの優先受付について記載がありますが、18か月前以降、予約可能な直前までの期間については優先しての予約受付はする必要は無いという理解でよいでしょうか。	JNO の利用希望日の36か月前から18か月前までの期間において、他の全ての利用よりも優先して予約を受け付ける必要があります。それ以外の期間については、JNOによる国際ホール1回以上及び小ホール6回の開催を除き、空き枠のなかで事業者の提案により予約受付してください。
92	29	5		2	(2)	1)	②	ア	①②	Japan National Orchestra (JNO) その他の公演	JNOやジュニアオーケストラなど施設利用料金を請求しない事業に対しての施設稼働率の考え方についてご教示ください。	施設利用料金を徴収しない場合でも施設稼働率にカウントして構いません。
93	30	5		2	(2)	1)	②	ア	②	その他の公演	「事業者の裁量により、一般の利用よりも優先して予約受付を行うことができる。」とありますが、現在定めている優先順位の参考資料はありますか。	JNO公演についての優先予約を定めている限りであり、その他の公演の項目にあがっている公演については優先順位はありませんので、事業者の提案により予約受付を行ってください。
94	30	5		2	(2)	1)	③	イ		国際ホール、小ホール及び音楽練習室の特記事項	現在、改修中の国際ホールと新設中の小ホールの舞台関係機構につきまして、準備期間中に改修施工業社である吊物関係機構業者・照明設備関係業者・音響・映像設備関係業者より無償にてシステム・操作方法のレクチャー等の取扱い説明を受ける機会はございますでしょうか。	奈良県が引き渡しを受ける際に、舞台関係機構等の取扱いについて説明がある予定です。その際に、運営事業者の同席を想定しています
95	31	5		2	(2)	2)				料金徴収	特定事業(3事業)及び任意事業(自主公演)については、奈良県文化会館条例第六条2号に該当し、使用料の免除の対象となりますでしょうか。	使用料の免除ということではありませんが、事業者が自ら本施設を利用する場合については、収入として計上する必要はありません。
96	31	5		2	(3)	1)				案内、票券業務	「必要に応じて、周辺地図や案内資料を配架する等、来館者が周辺施設や観光案内等の情報にアクセスできるよう配慮すること。」とありますが、県にて発行する広報媒体等(周辺地図)はございますでしょうか。	県で想定している広報媒体はありません。
97	31	5		2	(3)	1)				案内、票券業務	料金徴収について、クレジットカード等の利用に伴う手数料は事業者持ちでしょうか。その場合、様式D-2-①のどこの項目に記載すれば良いでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:様式D-2-①では運営業務費、様式D-2-③では役務費に記載してください。

98	32	5		2	(3)	2)	①		レセプショニスト・サービスの提供	事業目的に記された「『クラシック音楽を中心とした(中略)鑑賞・創造・発信』する施設』を達成するために、利用料金に加算することなく、事業者の負担により、最低限のレセプショニストサービスを付随させることは可能でしょうか。	事業者の負担により、レセプショニストサービスを付随させることは可能です。
99	32	5		2	(3)	2)	②		バーカウンター	県によるリニューアル工事では内装・設備について、どこまで整備されているにでしょうか。	バーカウンターの内装・設備工事の県実施分については、既に提供している実施設計図(守秘義務対象資料)のとおりです。 詳細な工事内容については、守秘義務対象資料C_その他01_基礎情報_001_施設基礎情報_ハードを参照してください。
100	32	5		2	(3)	3)			キッズルーム・授乳室の運営	キッズルームの運営方法については事業者の提案によるという理解で良いでしょうか。本資料中に記載の内容以外で指定するものがあればご教示ください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:要求水準書に記載している事項以外で指定する内容はありません。
101	32	5		2	(3)	3)			キッズルーム・授乳室の運営	キッズルームに関しましても、公演主催者から要望があった場合に提供する有料のサービスとの理解でよいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
102	32	5		2	(4)				広報業務	現状のスペックをご教示下さい。また、事業者によるデジタルサイネージ整備は可能との理解でよいでしょうか。	前段:図面のとおりです。 後段:事業者による更新投資としてデジタルサイネージを整備することは可能です。
103	32	5		2	(4)				広報業務	文化会館前大型広報掲示板へ掲載可能な自己の事業とは、任意事業も含む認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	32	5		2	(4)				広報業務	特定事業(3事業)及び任意事業(自主公演)について、「県民だより奈良」に毎月情報掲載することは可能でしょうか?また、掲載にあたり、費用は発生しますでしょうか	掲載の調整は可能ですが、毎月の情報掲載の確約はできません。その際の掲載料は不要です。
105	33	5		2	(4)				広報業務	作成したシンボルマークやロゴの著作権は事業者に帰属し、自由に扱えるものとしてよいでしょうか。	実施契約書(案)第107条から第111条に基づくものとします。
106	35	6							維持管理業務	現行管理会社様より引き継ぎ可能なりース契約(AED等)、または備品があればご教示ください。	ありません。

107	35	6							維持管理業務	管理対象設備の各メーカーリストはご開示可能でしょうか。また、下記業務についてメーカー、型式、製造番号等をご教示いただけないでしょうか。 電話交換設備保守点検、吸収式冷温水発生器点検、シャッター保守点検、加圧給水ポンプ点検、舞台音響設備保守点検、自動扉保守点検	電話交換設備については、リニューアル工事にて準備工事(空配管等)のみ実施します。その他の設備については、選定中のため、現時点でメーカー及び型式、製造番号等を示すことができません。
108	35	6		1	(4)				法令に基づく有資格者の設置	防火管理者の選任は統括管理責任者等、維持管理業務担当者以外の選任も可能でしょうか。	法令を踏まえたうえで、防火管理を指揮・管理でき、防火管理上必要な知識・技能を有していれば、維持管理業務責任者以外を選任しても構いません。
109	35	6		1	(4)				法令に基づく有資格者の設置	一次救命処置などの救急法の基礎に関する講習受講者の配置は統括管理責任者等、維持管理業務担当者以外の配置も可能でしょうか。	可能です。
110	35	6		1	(4)				法令に基づく有資格者の設置	電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者について、施設外の者を選任、又は外部委託は可能でしょうか。	本施設の維持管理を適切に実施でき、維持管理企業の責任のもとに適切に管理できることを前提とし、関係法令等に基づいた選任であれば、問題ないと考えています。
111	35	6		1	(4)				法令に基づく有資格者の設置	電気主任技術者は外部委託・非常駐でも問題ございませんでしょうか。	No.110参照。
112	35	6		1	(4)				法令に基づく有資格者の設置	維持管理業務にて求めている有資格者について、運営業務を担う企業から選任することも可能という理解で良いでしょうか。	維持管理業務の担当企業から選任することが望ましいですが、運営業務の担当企業から選任することも可能です。
113	35	6		1	(5)				リニューアル工事の対象外部分	「県は本施設のリニューアル工事を実施しているが、一部、リニューアル工事の対象外としている部分(地下2階のトイレ)がある。」とありますが、地下2階のトイレ以外、他にリニューアル工事を実施しない箇所はございますでしょうか。	リニューアル工事の整備内容については、既に提供している実施設計図(守秘義務対象資料)のとおりです。リニューアル工事を実施しない箇所は、地下2階の工作室・倉庫G1、地下駐車場のトイレ、非常用発電設備等です。詳細な工事内容については、守秘義務対象資料C_その他01_基礎情報 001_施設基礎情報_ハードを参照ください。
114	36	6		2	(1)				建築物等保守管理業務	建築物、建築設備の部位ごとのメーカー保障期間をご教示いただけないでしょうか。	採用メーカー選定中のため、現時点で保証期間を示すことができません。なお、メーカー保証の保証開始時期は、奈良県への施設引渡し後からです。
115	36	6		2	(2)	2)	①		運転監視	運転監視を維持管理担当者が常駐により実施する場合、常駐スペースは確保されるのでしょうか。また、当該スペースで使用できるインフラについてご教示ください。	コントロール室は設置予定です。各業務担当者の配置は図面を踏まえ、事業者で設定してください。インフラについては、守秘義務対象資料で配布している図面を確認してください。

116	36	6		2	(2)	2)	①		運転監視	運転監視を維持管理担当者が常駐により実施する場合、守秘義務対象資料「(業務委託05)R4建築・設備管理仕様書(美術館含む)(12条点検含む)・第4業務担当者の選任」で求められるような要件はありますでしょうか。	関係法令等に基づいた選任であれば、問題ないと考えています。なお、改修後は美術館を含む必要はありません。
117	37	6		2	(2)	2)	①		運転監視	各機器、装置の電流、電圧、圧力、温度等を定められた時間に確認とありますが、事業者の提案により定めることが可能という理解で良いでしょうか。	関係法令及びメーカー基準等に基づき、定めてください。
118	37	6		2	(3)				舞台設備の保守管理業務	各種データ測定を含む点検とありますが、想定される点検内容をご教示ください。	関係法令及びメーカー基準等に基づき、定めてください。
119	38	6		2	(4)	2)			業務の詳細	設置するピアノについて、「フルコンサートグランドピアノ5台、セミコンサートグランドピアノを2台、アップライトピアノ1台」と記載があるが、全て貸与品となるのでしょうか。貸与品一覧に記載のあるヤマハCFⅢ等のピアノと台数が異なるように見受けます。また、その際の各ピアノのメーカー、型番をいただくことは可能でしょうか。	改修前に文化会館で使用しており、改修後も引き続き使用することを想定しているピアノの型番は守秘義務対象資料に追加するピアノ保管仕様書をご確認ください。 なお、文化会館リニューアルに伴い、4台のフルコンサートグランドピアノ、1台のアップライトピアノを新規購入予定です。購入後型番等を共有します。
120	38	6		2	(4)	2)			業務の詳細	設置するピアノ(フルコンサートグランドピアノ5台、セミコンサートグランドピアノ2台、アップライトピアノ1台を予定)とありますが、それぞれの型番をご教示願います。また、事業者調達備品や貸与品と台数が合わないようですが、ピアノは、舞台演出設備に含まれるということでしょうか？	No.119参照。
121	38	6		2	(4)	2)			業務の詳細	事業者調達備品を選定するにあたり、家具・什器の配置図面がございましたら、ご教示ください。	配置図はありません。
122	38	6		2	(4)	2)			業務の詳細	フルコンサートグランドピアノ5台、セミコンサートグランドピアノ2台、アップライトピアノ1台と記載がありますが、それぞれの設置予定場所をご教示ください。	各ピアノは以下に配置することを想定していますが、事業者の提案により適宜変更して構いません。 フルコンサートグランドピアノ(新規購入)4台:国際ホール及び小ホール フルコンサートグランドピアノ(継続使用)1台:音楽練習室 セミコンサートグランドピアノ2台:小ホール樂屋及び国際ホールVIP樂屋 アップライトピアノ1台:国際ホールVIP樂屋

123	38	6		2	(5)				外構保守管理業務	前庭・広場の植栽管理(剪定・施肥・消毒・芝生管理等)は県にて実施(本事業対象外)であり、事業者は枯葉処理、軽剪定、伸びた雑草の除草、散水等を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	外構保守管理業務において、美観の維持や利用者及び来館者の安全を確保する範囲で必要な剪定・施肥・消毒・芝生管理等も事業者にて実施してください。
124	38	6		2	(5)				外構保守管理業務	現状の外構保守管理の業者及び費用をご教示ください(特に鹿のウンなどの清掃?)	守秘義務対象資料における「(業務委託01)平成31年度清掃業務及び建築物衛生管理業務委託.pdf」を参照してください。
125	38	6		2	(5)	1)			基本的な考え方	枯れ等により伐採及び強剪定が必要と事業者が報告したのにも関わらず、県との協議により伐採及び強剪定が認められなかった場合、当該樹木が倒木などにより他に危害を与えた場合の費用については県負担という理解で良いでしょうか。	届け出先は奈良市になり、県との協議は不要となりますので、奈良市の指導を踏まえて事業者の費用負担により維持管理してください。
126	38	6		2	(5)	1)			基本的な考え方	美観を損なわないよう、落ち葉等の適切な管理とありますが、通路等の美観の維持及び安全管理ができていれば良いと考えて良いでしょうか。	運営権対象施設には前庭や周辺の植栽を含め、全て対象範囲となりますので、それらの適切な管理については事業者の提案によるものとなります。
127	39	6		2	(6)				修繕業務	改修前10年間について、備品も含めた修繕履歴を開示願います。	守秘義務対象資料の文化会館修繕履歴を参照してください。
128	39	6		2	(6)	1)			基本的な考え方	「利用者及び来館者が安全かつ快適に利用できるよう、修繕計画を策定した上で、修繕等を実施する」との記載がありますが、修繕計画の策定は計画修繕と経常修繕の策定との理解で宜しいでしょうか。	経過修繕と経常修繕の内容が明確ではありませんが、要求水準書の修繕業務の内容に基づき、修繕計画を策定してください。
129	39	6		2	(6)	2)	①		修繕等計画書の策定	策定に必要な書類として下記資料を開示いただけないでしょうか。 ①大規模修繕工事の発注時の工事明細(共通費計算・数量書)	守秘義務対象資料に追加します。
130	39	6		2	(6)	2)	①		修繕等計画書の策定	「開業準備期間中に、事業者が本施設の状況を調査・確認した上で修繕等計画書を策定すること。なお、修繕等計画書は維持管理期間を対象とし、事業年度ごとに必要となる修繕費を記載すること。」と記載されています。公表図面からの変更等により、提案時から修繕費の増加がある場合は協議により、見直しが可能との理解で宜しいでしょうか。	リニューアル工事に際して、守秘義務対象資料で配布している図面から相違がある場合は追加の図面を開示する予定です。ただし、県負担額については変更しません。

131	39	6	2	(6)	2)	①	修繕等計画書の策定	修繕計画は開業準備期間に策定すると記載されていますので本提案書の収支計画に計上する必要は無いとの認識で良いでしょうか。 上記の場合でも「修繕業務の区分」に記載されていない箇所や突発的に発生する事象に対する修繕費を一定額別途計上してもよいでしょうか。	事業期間中の修繕費及び修繕計画の策定に必要な経費があれば、事業者の判断により計上してください。
132	40	6	2	(6)	2)	②	修補等の実施	「…修繕等計画書に定めのないものについては事業者の負担とする」との記載がありますが、修繕計画書に定めのないものとは経常修繕との理解で宜しいでしょうか。	実施契約書(案)別紙1の定義集における修繕等に該当する場合は、要求水準書付属資料9「修繕業務の区分」記載の修繕区分に従い事業者が負担する項目の修繕等は事業者が行うものとし、同資料に特段の定めがない項目についても同様とします。なお、大規模修繕に該当する場合は県で実施します。 また、費用負担は、原則として修繕等計画書に定めるが、修繕等計画書に定めのないものについては事業者の負担とします(修繕業務の区分は付属資料9「修繕業務の区分」参照)。
133	40	6	2	(6)	2)	②	修補等の実施	通常の想定を超える計画外修繕が発生した場合の費用負担については、協議できる理解でよろしいでしょうか。	No.132参照。
134	40	6	2	(6)	2)	②	修繕等の実施	「修繕等計画書に定めのないものについては事業者の負担とする」との規定について、予期せぬ設備の突発的な故障や、既存施設の潜在的な瑕疵に起因する修繕が発生した場合、事業者の予見可能な範囲を大きく超える財務的負担となる懸念があります。 適正な事業継続性を確保する観点から、計画外の修繕費負担について、「1件あたりの修繕費用が○○万円未満の修繕は事業者負担、それ以上の金額を要するものは県負担」といった、金額による明確な責任分担の基準を設けていただくことは可能でしょうか。	No.132参照。
135	40	6		(6)	2)	④	事業期間終了時の引継ぎ	「事業終了後2年以内は、原則として修繕等を必要としないことを前提に計画すること」との記載があります。但し、経常修繕が発生する可能性はることから、上段に記載の通り、実用上支障のない状態まで回復させた状態で県に引継ぎすれば要求水準は満たされるとの理解で宜しいでしょうか。	実施契約書(案)第70条第3項に記載のとおり、事業者は、運営期間終了日において、本施設が維持管理業務開始時の性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態(経年劣化は除く。)で県に引き継げるようにしてください。この場合において、事業者は、運営期間終了から2年間は、原則として修繕等及び更新投資を必要としないことを前提に修繕等及び更新投資を行ってください。

136	40	6		2	(6)	2)	④		事業期間終了時の引継ぎ	事業終了時には実用上支障のない状態まで回復させれば良いと考えてよいでしょうか。	No.135参照。
137	40	6		2	(6)	2)	④		事業期間終了時の引継ぎ	事業終了後2年間は修繕を発生させない計画は、一部の設備については事業終了直前に本来機器が有する耐用年数より前に更新等を行う必要があり、結果として施設のライフサイクルコスト増大に繋がると思料します。機器更新などが集中して発生しないように計画するなど、要求水準の緩和をお認めいただけますでしょうか。	No.135参照。
138	40	6		2	(6)	2)	④		事業期間終了時の引継ぎ	事業期間終了時の引継ぎについて、施設及び設備を実用上支障のない状態まで回復させた状態であれば、施設及び設備の経年劣化(通常損耗)は許容されるとの認識で相違ないでしょうか。	No.135参照。
139	41	6		2	(7)	2)	④		廃棄物処理	利用者がイベントの利用の都度、本施設にゴミ箱を設置するのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
140	41	6		2	(7)	2)	④		廃棄物処理	利用に伴い発生したゴミは利用者の責任にて処理(処理費用の負担・自ら持ち帰り等)と考えて良いでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
141	41	6		2	(7)	2)	④		廃棄物処理	リニューアル前に管理されていた廃棄物処理の3年分の実績、可能であれば協力会社の会社名、連絡先等の情報をご開示いただけないでしょうか。	奈良県ホームページに掲載している産業廃棄物処理許可業者一覧及び守秘義務対象資料「(業務委託32)令和4年度一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書.pdf」を参照してください。
142	41	6		2	(7)	2)	④		廃棄物処理	旧建物(整備工事前)における収集運搬処分業者名・委託金額もしくは平均的な廃棄物の排出量等のデータをご開示願います。	No.141参照
143	42	6		2	(8)	2)	①		警備業務	有事の際に直ちに駆けつけ等の対応ができるれば、警備業法上の警備員教育を受けた人員でなくとも良いでしょうか。	法令等を踏まえたうえで、事業者の提案によるものとします。
144	42	6		2	(8)	2)	①		警備業務	事業者が監視カメラ・センサー等を追加設置する場合、レンタル・リース方式での調達も可能でしょうか。(可能である場合、事業期間終了時には撤去)	お見込みのとおりです。

145	42	6		2	(8)	2)	①		警備業務	旧建物(整備工事前)について機械警備は導入されていますでしょうか。導入されている場合は警備会社名をご教示願います。	導入していません。
146	42	6		2	(8)	2)	②		災害時対応・事前対応	AEDの設置、簡易な薬品、車椅子等を常備とありますが、内服薬までは用意することを求めていないという理解で良いでしょうか。	AEDの設置、簡易な薬品、車椅子等以外については、災害その他の事故等に迅速に対応できるよう、それ以上については事業者の提案により用意してください。
147	42	6		2	(8)	2)	②		災害時対応・事前対応	AEDの設置についてはレンタル・リース方式での調達も可能でしょうか。(可能である場合、事業期間終了時には撤去)	お見込みのとおりです。
148	42	6		2	(8)	2)	②		災害時対応・事前対応	物資の受け入れとありますが、通常時は本施設での災害用備蓄品の保管は不要との理解で良いでしょうか。	災害用備蓄品の保管は不要です。なお、災害その他の事故等に迅速に対応できるよう、AEDの設置、簡易な薬品、車椅子等を常備してください。それ以上については事業者の提案によるものとします。
149	42	6		2	(8)	2)	②		災害時対応・事前対応	県の災害対策に必要な支援・協力を実施するものとし、それに係る費用については県が負担するものとする。とありますが、人件費・光熱水費等の増加費用、休館による事業者側の遺失利益等も含めて対応いただけるという理解で良いでしょうか。	本施設は避難所ではないものの、県が災害対策本部として本施設を活用することや物資輸送の場所として活用する場合があります。その場合は、県の災害対策に必要な支援・協力を実施するものとし、それに係る費用については県が負担するものとします。
150	42	6		2	(8)	2)	②		災害時対応・事前対応	感染症等の流行により休館が必要となった場合についても遺失利益やその期間の運営・維持管理費の負担について貴県との協議の上で必要なものについてはご負担頂けますか。	実施契約書(案)第57条第3項に記載のとおり、災害時の本施設の利用等により本施設の貸出の取消しや提案書に基づく事業の収入減等が生じた場合において、前項に定める運営権の行使の停止その他特段の定めがない限り、県はこれを補償しません。
151	44	7		2	(1)	1)			基本的な考え方	駐車場について飲食施設と同様に転貸によるテナント貸し(サブリース等)は可能と考えてよろしいでしょうか。	駐車場の転貸はできません。
152	44	7		2	(1)	2)			業務の詳細	「駐車場管理に係る機器を調達の上、管理を行うこと。」改修工事にて駐車券発券機等の設備は設置されていないという認識で良いでしょうか。	No. 159参照 リニューアル工事の整備内容については、既に提供している実施設計図(守秘義務対象資料)のとおりです。 詳細な工事内容については、守秘義務対象資料C_その他01_基礎情報 001_施設基礎情報_ハードを参照ください。
153	44	7		2	(1)	2)			業務の詳細	駐車場料金は有人での徴収を想定されていますでしょうか。事前、及び出口精算機等やその他の手法を活用した徴収方法も可能でしょうか。	前段:「利用者及び来館者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、案内、誘導などを実施すること」を遵守する限り、事業者の提案によるものとします。 後段:事業者の提案によるものとします。

154	44	7		2	(1)	2)			業務の詳細	公演開催時の車両誘導に係る追加人員の費用については主催者へ請求をしても良いでしょうか。	事業者と主催者の取り決め次第です。
155	44	7		2	(1)	2)			業務の詳細	「駐車場の利用可能時間は、本施設の開館時間を勘案し、利用者及び来館者の利便性を損なわない時間を事業者が提案すること。」とありますが、利用者に配慮することで、24時間営業も可能という理解で良いでしょうか。	関係法令を遵守した上で、事業者にて提案してください。
156	44	7		2	(1)	2)			業務の詳細	公演開催時の一般来場者の車両駐車は想定されていますでしょうか。 (改修後の駐車場台数を踏まえると、関係者の車両で埋まることも想定されます)	「一般来場者」の意味するところが明らかではありませんが、「来館者」と読みかえて回答いたします。公演開催時の来館者の駐車場利用は想定します。 駐車場が満車となる場合は、近隣駐車場を誘導する等、事業者にて対応を検討してください。
157	44	7		2	(1)	2)			業務の詳細	公演開催時には関係者の専用利用(または、専用利用が可能となるよう車室を確保する対応等)は可能でしょうか。	公演開催時の駐車場の運用方法については、先行予約のあり方など、事業者の提案によります。ただし、第三者への転貸借はできません。
158	44	7		2	(1)	2)			業務の詳細	質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上のその他正当な利益を害するおそれのあるものであるため非公開	質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上のその他正当な利益を害するおそれのあるものであるため非公開
159	44	7		2	(1)	2)			業務の詳細	駐車場管理に係る機器を調達する旨が記載されていますが、ご提供いただいた守秘義務対象資料「02-1_電気設備図面(新築・改修)」のP115には設置する駐車場管理機器が記載されています。調達する機器はこれ以外の物でしょうか。	お見込みのとおりです。
160	44	7		2	(1)	2)			業務の詳細	駐車場管理に係る機器を調達とありますが、改修工事前の機器は撤去されているということでしょうか。	改修工事前の機器は、リニューアル工事にて撤去します。なお、リニューアル工事の整備内容については、既に提供している実施設計図(守秘義務対象資料)のとおりです。詳細な工事内容については、守秘義務対象資料C.その他01_基礎情報 001_施設基礎情報_ハードを参照してください。

161	45	7		2	(2)			飲食施設の運営業務	「実施方針に関する質問の回答」で、改修前の飲食施設について県との契約形態、更新時期、賃料、売上等を募集要項等で開示されることになっています。徴収する光熱水費等の実費費用も含め、開示をお願いします。	守秘義務資料に追加します。
162	45	7		2	(2)			飲食施設の運営業務	事業者は本施設内に飲料自動販売機を設置できるのでしょうか。その場合、自動販売機の設置は飲食施設の運営業務に含まれるのでしょうか。	実施契約書(案)第62条第5項にもとづき、任意事業として実施してください。
163	45	7		2	(2)			飲食施設の業務運営	募集要項 P.5(5)民間事業者の収入 ②利用料金等収入にて、「収入)や付帯業務(駐車場管理、飲食施設の収入)で得られる収入は、自らの収入として徴収することができる。」とあり、 募集要項 P.5(6)県による費用負担 ②本事業に係る費用負担にて「県は、特定事業に係る費用のうち、実施契約に定められた範囲内で本事業の運営に係る費用(事業者調達備品の調達を含む。)を負担」とある。 飲食施設の費用負担は県、収入は民間との認識で間違いないでしょうか。	県負担額は、特定事業の実施に要する費用及び実施による収入を想定し、費用から収入を控除した額に基づき算定しています。
164	45	7		2	(2)	1)		基本的な考え方	飲食施設の運営業務は付帯事業の一部である為、県からのサービス対価の中で業務を行っても良い(=独立採算でなくとも良い)という理解で良いでしょうか。	No.163参照。飲食施設の運営は、事業者の提案によるものとします。
165	45	7		2	(2)	1)		基本的な考え方	自動販売機設置・運営提案は可能でしょうか。可能な(想定している)場合、その台数と場所を図示頂けますでしょうか。	前段:自動販売機の設置運営は可能です。 後段:要求水準書参考資料1_奈良県文化会館基本・実施設計図面を参考に事業者にて台数・場所を検討してください。
166	45	7		2	(2)	1)		基本的な考え方	事業期間終了時には飲食施設内の設備・備品等も含めて引き渡しする必要はございますでしょうか。事業期間終了後に別の飲食施設運営事業者に切り替わる場合には、不要になることも想定されますが、いかがでしょうか。	実施契約書(案)第88条に記載のとおり、事業者所有資産を撤去した上で、本施設を県又は県の指定する者に引き継ぐ必要があります。なお、事業者所有資産について、県又は県の指定する者は、必要と認めたものを有償で引き継ぐことができます。

167	45	7	2	(2)	1)				基本的な考え方	<p>質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上のその他正当な利益を害するおそれのあるものであるため非公開</p>	<p>質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上のその他正当な利益を害するおそれのあるものであるため非公開</p>
168	45	7	2	(2)	2)				業務の詳細	カフェ事業における内装工事(天井・壁・床など)の事業者施工分担を具体的にご教示ください。	施設:カフェ事業における内装工事の県実施分について は、既に提供している実施設計図(守秘義務対象資料)のと おりです。 詳細な工事内容については、守秘義務対象資料C_その他 01_基礎情報 001_施設基礎情報_ハードを参照してく ださい。
169	45	7	2	(2)	2)				業務の詳細	厨房備品は付帯事業に関する備品費として、要求水準書付 属資料10厨房備品にリストアップの上、経費計上すると云う 理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
170	45	7	2	(2)	2)				業務の詳細	厨房設備(ガスコンロ等)は全て事業者調達備品になるで しょうか。また、電気・ガス・水道は、どの程度まで設置さ れた状態での明け渡しになりますでしょうか。	厨房設備については、お見込みのとおりです。また、電気・ ガス・水道の整備内容については、既に提供している実施 設計図(守秘義務対象資料)のとおりです。 詳細な工事内容については、守秘義務対象資料C_その他 01_基礎情報 001_施設基礎情報_ハードを参照してく ださい。
171	45	7	2	(2)	2)				業務の詳細	店舗の設計について、側道側からの入店も可能でしょうか。 店舗への入り口は会館正面玄関からのみでしょうか。	カフェ・カフェテラスの出入口は、会館内部からのみです。外 部から直接出入りできる出入口はありません。
172	45	7	2	(2)	2)				業務の詳細	カフェテラスの屋外にテーブルセットを設置した場合、施設 備え付けの屋根は、小雨程度であれば飲食可能な設計とな っているでしょうか。	カフェテラスに屋根はありません。

173	46	8		1	(1)				業務内容	任意事業の会計に関して、常設コンテンツを計画していますが、15年の経年の中では時代に合わせたコンテンツ更新が必須であり、その費用に関しては年次の任意事業の会計の中で出た利益を貯めて、充当する考え方で問題無いでしょうか。(年次会計で見た時、得られた利益を県負担分の軽減として充当しない)	県負担額及び収支計画は事業者の提案によるものとします。
174	46	8		1	(2)	1)			共通事項	任意事業に置いての利益(支出を上回る収入を得た場合)は、事業者の利益となる、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、特定事業及び任意事業のすべての収入がレビューシェアの対象となります。
175	46	8		1	(2)	1)			共通事項	任意事業において実施する自主公演の内容について、ブランド確立に資するものであれば、特段忌避される内容はない、と考えてよろしいでしょうか。例えば、ポピュラー音楽、お笑い、芸能等の公演の実施は供用されますでしょうか?	演目の制約はありませんが、募集要項の(1)事業目的及び(2)民間活力の活用に期待する事項を踏まえて、提案してください。
176	46	8		1	(2)	2)			ネーミングライツ等	建物全体のネーミングだけでなく、各ホール、施設のネーミングライツも可能という認識で良いのでしょうか?	お見込みのとおりです。